

# 第一次環境保全のための我孫子市率先行動計画 (第一次我孫子市地球温暖化対策実行計画)

2001年度(平成13年度)～2005年度(平成17年度)

我 孫 子 市

# 目 次

第1章 計画策定の意味と目的	1
(1) なぜ計画を策定するのか	1
(2) 計画により何を行うのか	1
(3) 計画が対象とする範囲は	3
(4) いつまでを計画の期間とするか	3
第2章 温室効果ガスの排出状況と特徴点	4
(1) 温室効果ガスの種類と特性	4
(2) 温室効果ガス排出量の算定方法	4
(3) 温室効果ガスの排出状況と特徴点	6
1) 温室効果ガスの発生原因となる燃料等使用などの現状	6
2) 温室効果ガス排出の特徴	7
3) 紙及び水道使用量などの現状と特徴	7
4) 本庁舎における廃棄物排出量の現状と資源化率	7
第3章 温室効果ガスの削減目標	8
(1) 目標設定にあたっての基本的考え方	8
(2) 温室効果ガス排出削減目標	8
(3) 温室効果ガス排出削減のための具体的項目での削減目標	9
第4章 環境保全のための率先行動計画としての行動目標	10
(1) 目標達成へ向けての具体的な取組事項	10
1) 省エネルギーに関する取組	10
2) 省資源・リサイクルに関する取組	11
3) 公用車に関する取組	13
4) 財やサービスの購入・使用に関する取組	14
5) 公共施設の整備及び管理に関する取組	15
6) 公共事業での環境に配慮した施工の実施、 建設副産物の削減とリサイクルの取組	16
7) 緑化に関する取組	17
第5章 計画の推進に向けて	18
(1) 全庁的な推進体制	18
(2) 点検・評価の公表	18
(3) 職員に対する研修等の実施	19

# 第1章 計画策定の意味と目的

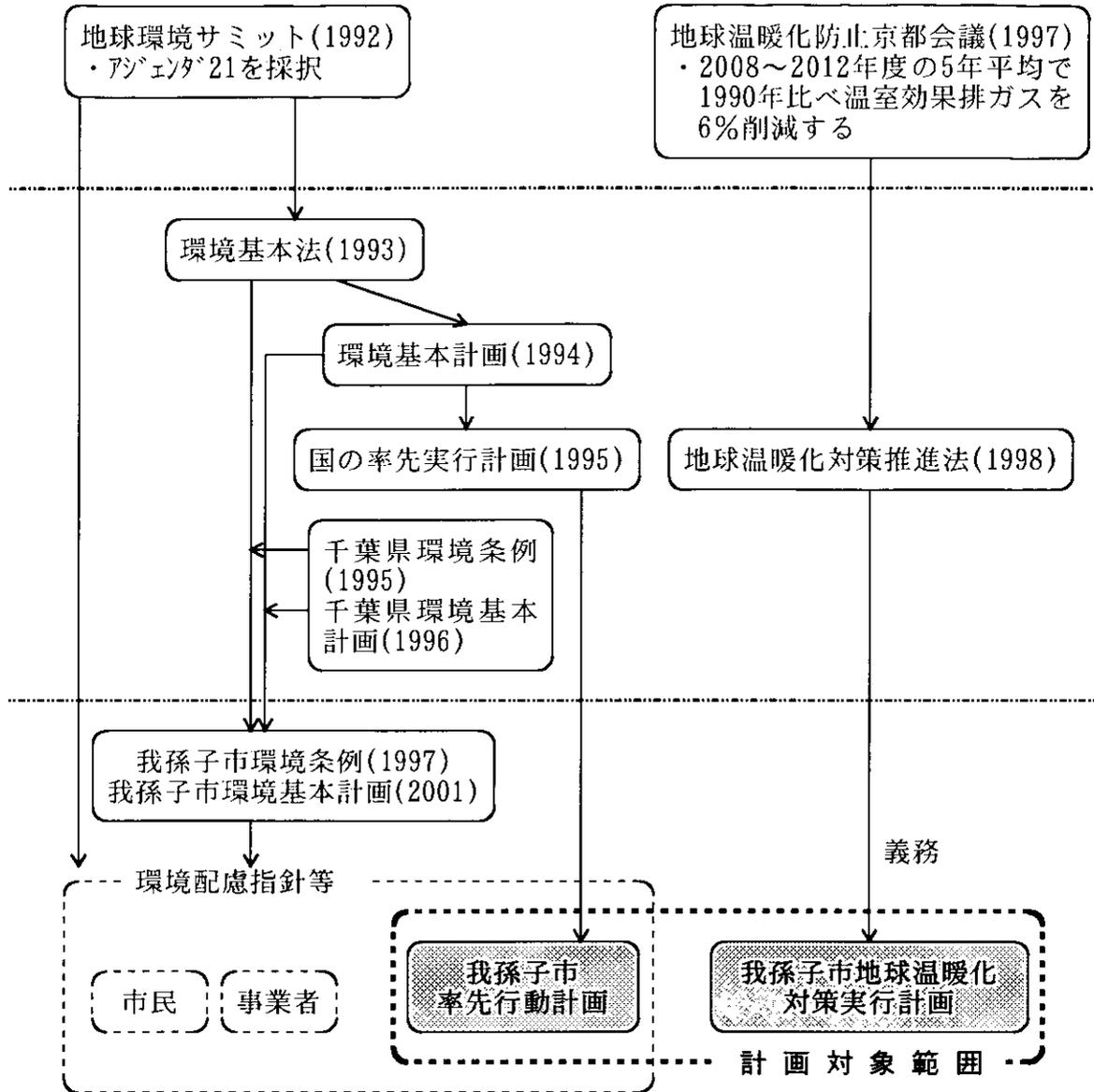
## (1) なぜ計画を策定するのか

- この計画は、市が事業者として自らの活動を環境への負荷を減少させる行動へと転換し、それを率先して実行するための「環境保全のための率先行動計画」と、1999年(平成11年)4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」により策定が義務づけられている「地球温暖化対策実行計画」をあわせた計画として策定しました。

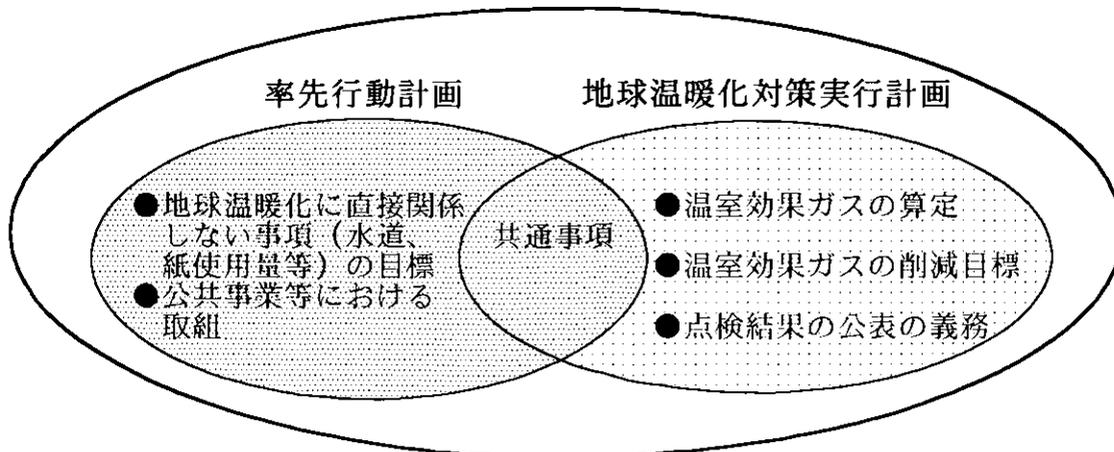
## (2) 計画により何を行うのか

- 我孫子市は環境への負荷を減少させるため、環境に配慮した行動を率先して実行します
  - 自治体は、行政の様々な施策を行う事業者であるとともに、各種の財やサービスを購入する消費者でもあります。
  - このような自治体の性格を踏まえ、市は自らの活動で環境への負荷を減少させ、環境保全行動を率先して実行していく責任があります。
  - そのため、市役所全体及び職員一人ひとりの環境保全に対する意識を高め、市の活動そのものが環境への負荷の少ないものへとするための点検と行動を明確にしていきます。
- 我孫子市の事務事業活動での温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策を推進します
  - 地球温暖化防止のため1997年(平成9年)に開催された京都会議(気候変動枠組条約第3回締約国会議)を踏まえ、国では1998年(平成10年)に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が策定され、1999年(平成11年)4月に施行されました。その中で、地方自治体での「温暖化対策実行計画」の策定と公表、さらに実行計画の実施状況の公表も義務づけられました。
  - これに基づいて、我孫子市の事務・事業の実施にあたって、温室効果ガスの排出抑制のための様々な取組や目標を定め、計画及び実施状況の公表を行い、地球温暖化対策を推進していきます。

<環境保全のための率先行動計画と地球温暖化対策実行計画の位置づけ>



<環境保全のための率先行動計画と地球温暖化対策実行計画の役割と概要>



### **(3) 計画が対象とする範囲は**

- この計画が対象とする範囲は、原則として我孫子市及び公社が直接実施している事務事業です。それは、庁舎での事務事業のみならず、廃棄物処理事業、水道事業、市立学校、市立保育園なども含まれます。
- また、民間事業者に委託して行う事業や公共施設の管理一切を民間に委託している事業は、温室効果ガス排出量算出の対象とはしませんが、我孫子市として環境に配慮した事業活動を行うよう指導していきます。

### **(4) いつまでを計画の期間とするか**

- 計画の期間は5年を1期として、5年ごとに見直しを行い改定します。第一次計画は、2001年度(平成13年度)から開始し、2005年度(平成17年度)までの5年間です。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況と特徴点

### (1) 温室効果ガスの種類と特性

- 地球温暖化対策実行計画の対象となる温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定されている物質で、その特性は表1のとおりです。

表1 温室効果ガスの特性

温室効果ガス	人為的な発生源	地球温暖化係数
①二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物などの焼却	1
②メタン (CH <sub>4</sub> )	化石燃料の燃焼、下水処理、自動車の走行	21
③一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	化石燃料の燃焼、窒素肥料の施肥、麻酔ガスの使用、自動車の走行	310
④ハイドロフルオロカーボン (HFC：13種類)	冷蔵庫やカーエアコンの冷媒、スプレーなどの充填剤、廃棄時の漏洩	1,300等
⑤パーフルオロカーボン (PFC：7種類)	半導体のエッチングガス、半導体などの製品の洗浄	6,500等
⑥六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気絶縁ガス、半導体のエッチングガス	23,900

注) 地球温暖化係数：二酸化炭素が地球の温暖化にもたらす影響度を1とした場合の他の物質の影響度を表す数値

- なお、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄は、我孫子市では使用されていません。
- また、ハイドロフルオロカーボンは、車のカーエアコンの冷媒として使用されているガスの自然漏出分を対象としました。

### (2) 温室効果ガス排出量の算定方法

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行令に規定された算定方法に基づき、燃料・電気の使用量や自動車の走行距離などから算定します。

#### <温室効果ガス排出量算定式>

- ・各温室効果ガス種類ごとの排出量 = 活動量 (燃料使用量や電気使用量など) × 排出係数 (単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量)
- ・二酸化炭素換算排出量 = 各温室効果ガス種類ごとの排出量 × 地球温暖化係数

●算定に使用する単位使用量あたりの各温室効果ガス排出係数は表2のとおりです。

表2 各温室効果ガス排出係数一覧

対象項目		活動単位	対象ガス	排出係数 (kg-対象ガス/ 活動単位)	対象ガス	排出係数 (kg-対象ガス/ 活動単位)		
燃料使用量	ガソリン	L	CO <sub>2</sub>	2.3587				
	灯油	L	CO <sub>2</sub>	2.5284				
	軽油	L	CO <sub>2</sub>	2.6444				
	A重油	L	CO <sub>2</sub>	2.6977				
	B重油	L	CO <sub>2</sub>	2.8325				
	C重油	L	CO <sub>2</sub>	2.9393				
	液化石油ガス(LPG)	kg	CO <sub>2</sub>	3.0065				
	都市ガス	m <sup>3</sup>	CO <sub>2</sub>	1.9914				
電気使用量(一般電気事業者)		kwh	CO <sub>2</sub>	0.384				
自動車の走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	CH <sub>4</sub>	0.0000256	N <sub>2</sub> O	0.0000168	
		軽自動車	km	CH <sub>4</sub>	0.00001804	N <sub>2</sub> O	0.0000168	
		普通貨物車	km	CH <sub>4</sub>	0.0008157	N <sub>2</sub> O	0.000024	
		小型貨物車	km	CH <sub>4</sub>	0.0002362	N <sub>2</sub> O	0.000024	
		軽貨物車	km	CH <sub>4</sub>	0.0003164	N <sub>2</sub> O	0.000024	
		特殊用途車	km	CH <sub>4</sub>	0.0003121	N <sub>2</sub> O	0.000024	
	軽油	普通・小型乗用車	km	CH <sub>4</sub>	0.000000992	N <sub>2</sub> O	0.00000651	
		普通貨物車	km	CH <sub>4</sub>	0.00001303	N <sub>2</sub> O	0.000025	
		小型貨物車	km	CH <sub>4</sub>	0.000002731	N <sub>2</sub> O	0.000025	
		特殊用途車	km	CH <sub>4</sub>	0.00001104	N <sub>2</sub> O	0.000025	
	HFC-134a	封入量(漏洩事故による排出)		kg	HFC-134a	0.01		
		廃棄量(冷蔵庫等の廃棄)		kg	HFC-134a	1		
封入カーエアコンの使用(年間)		台	HFC-134a	0.07				
廃棄量(カーエアコンの廃棄)		kg	HFC-134a	1				
一般廃棄物焼却量(総量・連続燃焼式)		t	CH <sub>4</sub>	0	N <sub>2</sub> O	0.03543		
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)		t	CO <sub>2</sub>	2,442				

### (3) 温室効果ガスの排出状況と特徴点

●温室効果ガスの排出状況とその発生原因を把握し、計画目標の設定と目標達成のために必要な取組を検討するため、我孫子市の全ての部署において1998年度(平成10年度)及び1999年度(平成11年度)の実績を対象として調査を実施しました。

#### 1) 温室効果ガスの発生原因となる燃料使用などの現状

●1998年度(平成10年度)及び1999年度(平成11年度)の燃料や電気などの使用量と二酸化炭素排出量は表3のとおりです。

表3 1998年度(平成10年度)及び1999年度(平成11年度)項目別温室効果ガス排出量

対象項目	活動量データ			CO <sub>2</sub> 換算排出量			増減 (1998年度比) (%)		
	活動 単位	1998年度 (H10年度)	1999年度 (H11年度)	1998年度 (H10年度) (kg)	1999年度 (H11年度) (kg)	1999年度 構成比 (%)			
燃料 使用 量	ガソリン	L	238,508	102,405	562,568	241,543	1.0464	-57.1	
	灯油	L	1,140,861	1,173,286	2,884,553	2,966,535	12.8518	2.8	
	軽油	L	94,174	92,502	249,033	244,611	1.0597	-1.8	
	A重油	L	144,190	155,870	388,981	420,490	1.8217	8.1	
	液化石油ガス(LPG)	kg	29,079	34,168	87,427	102,726	0.4450	17.5	
	都市ガス	m <sup>3</sup>	373,948	452,628	744,680	901,363	3.9049	21.0	
小計				4,917,244	4,877,269	21.1295	-0.8		
電気使用量(一般電気事業者)		kwh	16,605,485	17,175,606	6,376,506	6,595,433	28.5730	3.4	
自動車 の 走行 量	ガソリン ・ L P G	普通・小型乗用車	km	443,059	397,623	2,546	2,285	0.0099	-10.3
		軽自動車	km	142,352	73,509	795	411	0.0018	-48.4
		普通貨物車	km	4,214	15,992	104	393	0.0017	279.5
		小型貨物車	km	386,064	319,555	4,787	3,963	0.0172	-17.2
		軽貨物車	km	19,625	17,008	276	240	0.0010	-13.3
		特殊用途車	km	48,826	66,627	683	932	0.0040	36.5
	軽油	普通・小型乗用車	km	59,385	51,114	121	104	0.0005	-13.9
		普通貨物車	km	84,771	46,464	680	373	0.0016	-45.2
		小型貨物車	km	10,021	27,731	78	217	0.0009	176.7
		特殊用途車	km	197,078	226,065	1,573	1,804	0.0078	14.7
	小計				11,644	10,721	0.0464	-7.9	
	HFC-134aカーエアコン		台	208	219	18,913	19,884	0.0861	5.1
一般 廃棄物	焼却量総量	t	33,861	34,411	371,906	377,946	1.6374	1.6	
	うち廃プラスチック量	t	6,535	4,587	15,958,470	11,201,454	48.5275	-29.8	
小計				16,330,376	11,579,400	50.1648	-29.1		
合計				27,654,682	23,082,706	100.0000	-16.5		

注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

## 2) 温室効果ガス排出の特徴

- 1999年度（平成11年度）の調査結果から、温室効果ガスの排出量を温室効果の寄与率からみると、表4のように二酸化炭素が98.23%で最も大きく、他の温室効果ガスの寄与率は非常に小さくなっています。

表4 温室効果ガス別排出量（1999年度（平成11年度））

温室効果ガス	CO <sub>2</sub> 換算排出量 (kg)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	22,674,156	98.23
メタン (CH <sub>4</sub> )	2,718	0.01
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	385,949	1.67
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	19,884	0.09
合計	23,082,706	100.00

注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

## 3) 紙及び水道使用量などの現状と特徴

- 紙の使用枚数は、1999年度（平成11年度）分の調査で約16,691,000枚でした。その内約9,684,000枚（58%）がコピー用紙です。
- 水道の使用量は約319,000㎡で、その内70%の約224,000㎡は小中学校で使用されています。

## 4) 本庁舎における廃棄物排出量の現状と資源化率

- 本庁舎における廃棄物の排出量が年間どのくらいになるかを予想するため、2000年（平成12年）8月21日から9月17日までの4週間排出量を測定し、1週間の平均値から年間排出量36,305.77kgと推定しました。その結果は表5のとおりです。可燃ごみ以外はすべて資源としてリサイクルされており、資源化率は65.2%です。

表5 本庁舎における廃棄物排出量 (単位: kg)

	可燃ごみ	紙類	空き缶	空きビン	ペットボトル	計
第1週	226.90	315.25	65.50	16.50	19.00	643.15
第2週	265.75	335.90	66.00	26.50	23.00	717.15
第3週	274.50	427.00	71.50	16.50	21.00	1,360.30
第4週	201.80	325.50	67.50	13.00	6.50	614.30
1週間平均	242.24	350.91	67.63	18.13	17.38	696.28
年間推定量	12,630.96	18,297.58	3,526.16	945.09	905.98	36,305.77

## 第3章 温室効果ガスの削減目標

### (1) 目標設定にあたっての基本的考え方

- 目標の設定にあたっては、二酸化炭素が温室効果ガス排出量の大部分を占め、さらに二酸化炭素の排出削減がメタンや一酸化二窒素の削減にも大きく関わるため、当面は温室効果ガスの削減目標としては、二酸化炭素のみについて目標を定めます。
- その目標達成のために取り組むべき具体的な個別項目は、燃料使用量、電気使用量及び一般廃棄物の焼却量とし、削減目標を定めます。
- 一方、水や紙の使用量などは温室効果ガスの排出削減量の算定に反映されませんが、環境保全のための我孫子市率先行動計画の項目として、具体的な目標を設定します。さらに、公用車の使用方法や配置、公共施設の整備及び管理、公共事業などで環境に配慮した行動目標を掲げました。
- 温室効果ガスの排出削減目標の設定にあたっては、次の事項を考慮しました。
  - ①地球温暖化防止京都会議で、我が国は温室効果ガス排出量を「2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の第一約束期間に1990年(平成2年)のレベルから6%削減する」ことを約束しています。
  - ②我が国における1997年度(平成9年度)の二酸化炭素排出量は12億3100万トンで1990年度(平成2年度)の排出量から9.4%増加しています。
  - ③前記①及び②を踏まえると、2012年度(平成24年度)までに現在より15%程度削減する必要があります。

### (2) 温室効果ガス排出削減目標

#### ●二酸化炭素排出量の削減目標量及び削減率

1999年度(平成11年度)CO <sub>2</sub> 換算排出量	;	23,082,706kg
2005年度(平成17年度)での削減目標量	;	2,308,271kg
2005年度(平成17年度)での削減率(対1999年度)	;	10%

### (3) 温室効果ガス排出削減のための具体的項目での削減目標

#### ●燃料使用量の削減目標量と削減率

1999年度(平成11年度)CO <sub>2</sub> 換算排出量	;	4,877,269kg
2005年度(平成17年度)での削減目標量	;	243,863kg
2005年度(平成17年度)での削減率(対1999年度)	;	5%

#### ●電気使用量の削減目標量と削減率

1999年度(平成11年度)電気使用量	;	17,175,606kWh
2005年度(平成17年度)での削減目標量	;	515,268kWh
2005年度(平成17年度)での削減率(対1999年度)	;	3%

#### ●一般廃棄物の焼却量の削減目標量と削減率

1999年度(平成11年度)一般廃棄物焼却量	;	34,411t
2005年度(平成17年度)での削減目標量	;	2,065t
2005年度(平成17年度)での削減率(対1999年度)	;	6%

#### 【参考】 温室効果ガス排出削減のための具体的な取組と効果例

項目	具体的な取組項目		具体的な効果例(年間)	
			削減活動量	削減CO <sub>2</sub> (kg)
電気 使用量	暖房	・ 1日1時間消す	94kWh削減 <sup>*1</sup>	36.1
		・ 温度を22℃から2℃下 げて1日8時間使用	226kWh削減 <sup>*1</sup>	86.6
	冷房	・ 1日1時間消す	49kWh削減 <sup>*2</sup>	18.8
		・ 温度を26℃から2℃上 げて1日8時間使用	78kWh削減 <sup>*2</sup>	30.1
	蛍光灯 40W 10本分	・ 1日1時間消す	90kWh削減 <sup>*3</sup>	34.6
	パソコン50W ハードディスク付き	・ 1日1時間消す	12.5kWh削減 <sup>*3</sup>	2.3
レーザープリンター 待機時24Wh	・ 1日1時間消す	6kWh削減 <sup>*3</sup>	4.8	
カラーディスプレイ 60W	・ 1日1時間消す	15kWh削減 <sup>*3</sup>	5.8	
燃料 使用量	自動車利用	・ ガソリン普通車1台に つき、月間燃料使用量 を4L削減する	48L削減	113.2

\*1: 年間100日使用するとして計算

\*2: 年間75日使用するとして計算

\*3: 年間250日使用するとして計算

## 第4章 環境保全のための率先行動計画としての行動目標

- 環境保全のための率先行動計画としての行動目標は、温室効果ガスの排出削減のための電気使用量、燃料使用量、一般廃棄物の焼却量の他に、温室効果ガスの排出削減量の算定に反映されない庁舎等から発生する資源ごみの再資源化率、紙の使用量、水道使用量、公用車の使用・管理、財やサービスなどの購入での取組等を含めた行動目標を定めます。

### (1) 目標達成へ向けての具体的な取組事項

#### 1) 省エネルギーに関する取組

##### ■ 電気使用量の削減

庁舎等の電気使用量を、2005年度(平成17年度)までに、1999年度(平成11年度)実績に対して3%削減します。

#### <目標達成のための取組>

- 冷暖房の温度設定は、冬季20℃以下、夏季28℃以上として適正な運転管理を行い、冷暖房用器具は、適切に清掃・管理し、効率的に使用します。
- 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用します。
- 昼休み時間及び退庁時には原則として不要な照明は消灯します。(昼休みの窓口勤務は除く。)
- 使用していないコピー機、プリンター等のOA機器や電気製品の電源の切断を徹底します。
- 庁内の移動には階段の利用に努め、また、土・日曜日などの休日には、エレベーターの電源を切断します。
- 時間外勤務における部分消灯と退庁時の消灯を徹底します。
- 給湯室やトイレ、倉庫等は、消灯し、使用の都度点灯します。
- 庁舎内等に自動販売機を設置している者に対して、省エネルギー型機器への転換を要請します。

## 燃料使用量の削減

庁舎等の市有施設のガス、重油・灯油使用量を、2005年度(平成17年度)までに、1999年度(平成11年度)実績に対して5%削減します。

### <目標達成のための取組>

- 冷暖房の温度設定は、冬季20℃以下、夏季28℃以上として適正な運転管理を行い、冷暖房用器具は、適切に清掃・管理し、効率的に使用します。
- 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用します。

## 2) 省資源・リサイクルに関する取組

- 市は事業者に対して分別と資源化の徹底を指導する立場であることを認識し、自ら率先して資源化率の向上に努めていきます。

## ごみの排出量削減

市庁舎から排出される廃棄物を1999年度(平成11年度)実績に対して、2005年度(平成17年度)までに7%削減します。

### <目標達成のための取組>

- 庁舎等の市有施設への生ごみ処理機導入を推進し、食べ残し、食品残さい等の生ごみの排出量を削減します。
- 売店等で不要な袋や包装紙をもらわないよう努めます。
- 備品・事務用品等については、修繕等により長期使用に努めます。
- ファイルは再使用します。

## 資源化率の向上

庁舎等から発生する資源ごみの再資源化を推進し、2005年度(平成17年度)までに資源化率75%を達成します。

### <目標達成のための取組>

- 適切な数量の分別回収ボックスを執務室内に配置します。
- 古紙、容器包装廃棄物(ガラスビン、ペットボトル、缶(アルミ製、スチー

ル製)、飲料用紙パック、ダンボール、プラスチック製の容器包装、紙製の容器包装)のリサイクルを徹底します。

- 不要備品は、庁内の電子掲示板等で情報を提供し、再利用に努めます。
- コピー機やプリンターの使用済みトナーカートリッジは、業者に依頼してリサイクルを推進します。

## ■ 用紙類使用量の削減

市庁舎等での用紙類の使用量を、1999年度(平成11年度)実績に対して2005年度(平成17年度)までに5%削減します。

### <目標達成のための取組>

- 資料は、両面コピーを徹底します。
- 片面ミスコピー紙の再利用を図ります。
- 庁内の事務連絡などは、回覧又または電子メールによる方法を徹底します。
- 庁内で使用する用紙は全てA判とします。
- 庁内等における文書の送付にあたっては、使用済み封筒の活用を徹底します。
- ファイリングシステムを徹底します。

## ■ 水道水使用量の抑制

庁舎等での上水道使用量を、1999年度(平成11年度)実績に対して2005年度(平成17年度)までに5%削減をめざします。なお、地下水の使用についても漸減をめざします。

### <目標達成のための取組>

- 節水コマの取り付けを進めます。
- トイレ・洗面所・給湯室における節水に努めます。
- 入浴施設の蛇口の工夫など節水に努めます。
- 公用車の洗車にあたっては節水を励行します。
- 水漏れ点検を徹底します。

### 3) 公用車に関する取組

- 自動車使用に伴う環境への負荷の課題は、二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質などの削減があげられています。このため、低公害車の開発は急ピッチで進み、低公害車や超・低公害車の基準が年々変化しています。行政としては、最新情報を収集・提供しながら、市民・事業者の模範となるような率先行動をめざしていきます。

#### ガソリン・軽油等の使用量の削減

公用車のガソリン、軽油等の使用量を2005年度(平成17年度)までに1999年度(平成11年度)実績に対して5%削減します。

##### <目標達成のための取組>

- 出張については、公共交通機関の利用を拡充します。
- 公用車の運転にあたっては、急発進・急加速、不必要なアイドリングをやめ、公用車を離れる時は、エンジンを止めます。
- 公用車を利用する場合には、相乗りにより効率的な利用を推進します。

#### 低公害車の計画的導入

公用車における低公害車の割合を2005年度(平成17年度)までに10%以上とし、ディーゼル車は、ガソリン車が低公害車に切り替えます。

##### <目標達成のための取組>

- 公用車の更新時には低公害車を計画的に導入します。
- 市内巡回用の公用車の更新時には、全て軽自動車とします。
- 粒子状物質削減対策のため、トラックやダンプカーなどのディーゼル車は、ガソリン車または低公害車に順次切り替えます。
- ごみ収集車・道路工事用特殊車両なども、環境負荷の少ない車種へ切り替えます。

#### 4) 財やサービスの購入・使用に関する取組

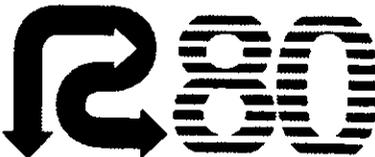
##### 環境に配慮した製品の積極的な購入・使用

2005年度(平成17年度)までに庁舎等で購入・使用する消耗品類・備品類は、環境配慮型製品へ転換します。

##### <目標達成のための取組>

- コピー用紙は、古紙配合率100%かつ白色度70%以下のものを購入します。
- 紙製品の購入にあたっては、古紙配合率が高く、白色度の低いものを購入します。
- 冊子、パンフレット、ポスター、報告書等の印刷物には再生紙を指定するとともに、古紙配合率(Rマーク)、白色度を記載することを義務づけます。
- トイレットペーパーは、すべて古紙配合率100%の製品を購入します。
- 印刷には、再資源化が容易な非塗工紙を原則として使用します。
- 電気製品は、エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品を購入します。なお、電気製品のリースにあたっても同様とします。
- 蛍光灯は、インバータ式の製品など省エネルギー型の製品を購入します。
- 文具・事務機器等一般事務用品の購入は、再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に選択します。
- 再生品、エコマーク、グリーンマーク商品等の購入に努めます。
- 作業服等は、廃ペットボトルの再生プラスチック原料を用いたものを積極的に購入します。
- 窓部分の素材が塩化ビニール性でない窓付封筒を使用し、資源化に対応します。

##### 参考 環境ラベル

エコマーク	グリーンマーク	Rマーク
		

## 5) 公共施設の整備及び管理に関する取組

### 省エネルギー型及び環境配慮型建築設備の導入

新たな公共施設では、全て太陽光発電や太陽光熱を利用した温水設備などの省エネルギー型設備を整備します。  
また、今後の公共施設の建設及び改築・改修にあたっての公共施設整備ガイドラインを2005年度(平成17年度)までに作成します。

#### <目標達成のための取組>

- 新たな公共施設の建設では、太陽光発電や太陽光熱を利用した温水設備などを整備します。
- 公共施設の補修・改造にあたっては、太陽光発電や太陽光熱を利用した温水利用などの設備を積極的に導入します。
- 自然光の採光や断熱性に優れた建築物の整備に努めます。
- 省エネルギー型空調システムや照明機器等の導入に努めます。
- 施設管理を委託する場合には、燃料使用量や電気使用量などの削減による温室効果ガス排出抑制を指示し、取組の結果を求めます。
- 手賀沼の汚泥によるタイルやレンガの使用を拡充します。
- 公共施設整備ガイドラインの策定では、設計段階から施工段階までで、省資源・省エネルギー、水循環、再利用などの観点から具体的基準を設定します。

### 水の有効利用設備の導入

新たな公共施設では、全て雨水浸透施設及び浸透性舗装を整備します。

#### <目標達成のための取組>

- 新たな公共施設の建設では、雨水浸透施設や外構・駐車場の透水性舗装を整備します。
- 公共施設の補修・改造にあたっては、雨水浸透施設や浸透性舗装等を積極的に導入します。

## ■ 合併処理浄化槽の導入

下水道に未接続である全ての公共施設は、2005年度(平成17年度)までに合併処理浄化槽を整備します。

## 6) 公共事業での環境に配慮した施工の実施、

### 建設副産物の削減とリサイクルの取組

## ■ 公共事業の設計・積算・施工・維持管理での環境配慮システムの確立

環境配慮型公共工事ガイドラインを2005年度(平成17年度)までに作成し、活用します。

- 公共事業の設計・積算・施工・維持管理で、環境配慮型公共工事ガイドラインを作成します。
- 工事の設計や発注にあたって、建設副産物の削減とそのリサイクルに努めます。
- 工事で発生するアスファルト塊及びコンクリート塊の発生を抑制する工法の導入や施工現場での再利用に努めます。
- 建設工事で発生する残土の抑制と再利用に努めます。
- コンクリート工事の型枠は、熱帯材を極力使用しません。
- 公共施設等の解体に伴って発生する廃棄物の処理状況を確認し、資源化を推進します。
- 公園や緑地造成工事、建築物の外溝工事などの公共施設の整備にあたっては、建設残土、コンクリート塊、木材チップ等の資源の再利用に努めます。
- 建設段階から、リサイクル可能な建設資材や長期使用型の建設資材を利用するように努め、廃棄段階でも、環境負荷の少ない処理をします。
- 歩道や広場などで手賀沼汚泥レンガの使用を拡充します。

## 7) 緑化に関する取組

- 1999年(平成11年)6月策定の「我孫子市緑の基本計画」では、2020年(平成32年)までの目標期間において、確保すべき緑の目標量を定めています。
- 本計画では、「緑の基本計画」の目標水準を踏まえた目標を設定します。

### ■ 緑化への取組推進

1999年(平成11年)6月に策定した「我孫子市緑の基本計画」に基づいて、目標の2020年度(平成32年度)までに、都市緑地や樹林地、農地などをあわせ、現在の1,479haから1,600ha(市域面積の約37%)の緑を確保します。また、一人当たりの都市公園面積を、現在の6.5㎡/人から約11㎡/人に増やします。

#### <目標達成のための取組>

- 樹林地・農地・水辺の緑の保全・活用を進めます。
- 公園や緑地など適正な配置に努めます。
- 街路樹など沿道の緑化を推進します。
- 駅前・学校など公共公益施設の緑化を進めます。
- 市民の自主的な緑化活動を支援します。

## 第5章 計画の推進に向けて

### (1) 全庁的な推進体制

- 率先行動計画及び地球温暖化対策実行計画を実効性のあるものとしていくためには、行動目標に向けての着実な取組を行い、その実施状況の定期的な点検が重要です。また、行動目標と実施状況の点検による評価も継続的に行う必要もあります。
- このため、全庁的な推進体制として「我孫子市環境保全のための率先行動計画推進本部」を設置します。この推進本部の下に、定期的な点検・評価と温室効果ガス排出量の把握を行う「我孫子市環境保全のための率先行動計画推進責任者会議」を全ての課または室の責任者で組織します。また、日常的な点検及び管理のために、全ての課または室に「推進担当者」を置きます。
- さらに、総合計画の実施計画策定方針及び予算編成方針の中でも重点事業と位置づけて、各部門で行う環境保全のための行動を推進していきます。
- また、研修の実施や環境保全に関する情報提供を行い、職員の環境保全への意識向上に努めます。
- 職員の環境保全活動への参加を奨励する体制を整備し、市民とともに環境保全について考え、行動できる行政をめざします。

### (2) 点検・評価の公表

- 本計画は、法第8条で公表が義務づけられている地球温暖化対策実行計画を含んでいます。
- このため、率先行動計画の策定及び改定後は、速やかに公表します。また、率先行動計画に基づく環境行動の推進状況は、年1回広報及び市のホームページへの掲載等により公表し、職員への周知も行います。
- この点検及び評価結果の公表により、市民と職員相互で点検と取組を強化するしくみをつくります。
- また、行政の取組を公表することで市民や事業者等に対しても環境行動を促していきます。

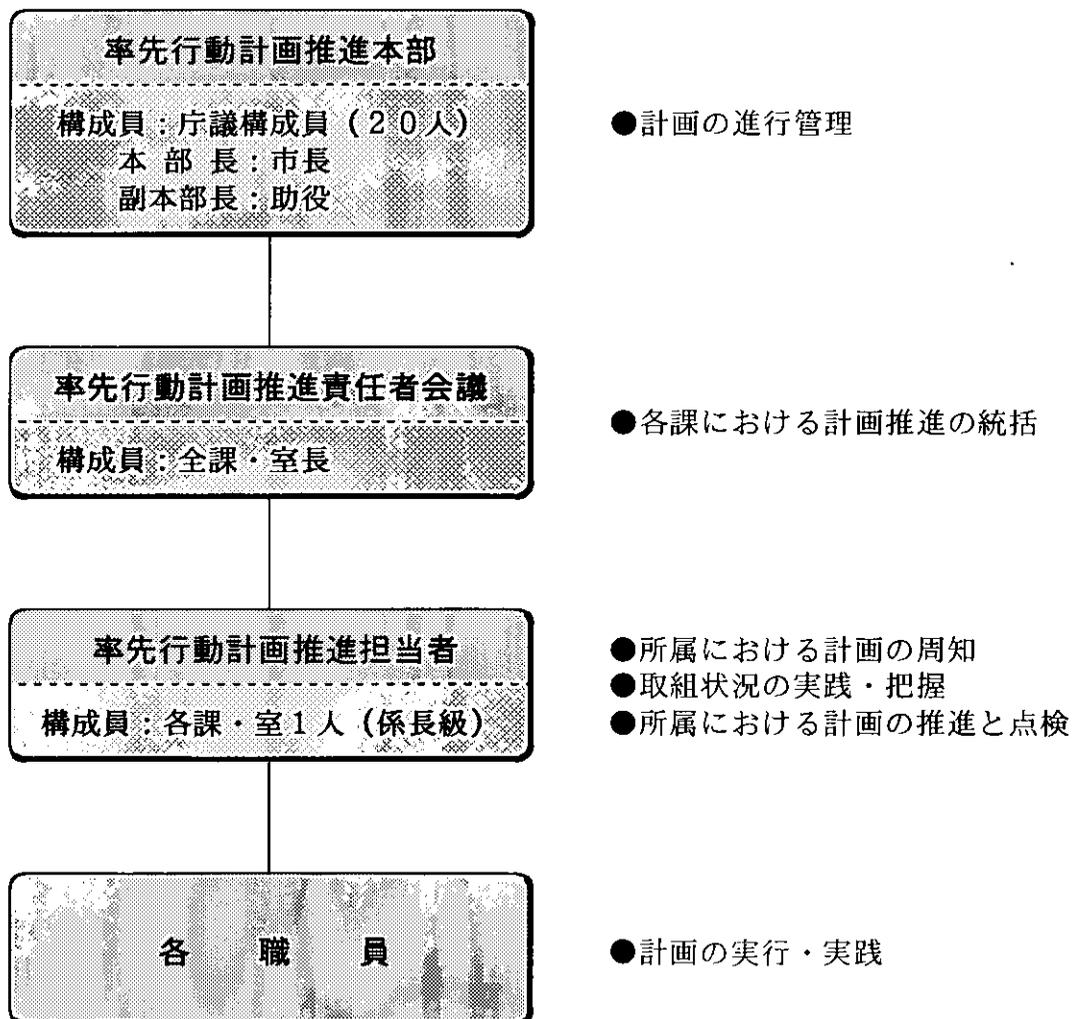
### (3) 職員に対する研修等の実施

- 率先行動計画についての説明会や研修会を実施し、計画の周知と行動目標の着実な実施を図り、実施状況について適宜情報提供により日常的な点検・評価を推進します。
- 職員に対して環境に関する研修を実施し、シンポジウムや講演会への職員の参加を進め、環境に関する理解を深め、意識の高揚に努めます。

### < 計画の推進体制 >

本計画を継続的かつ効果的に実施するため、次の体制により取組を推進し、点検を行う。

#### 【計画の推進・点検体制フロー図】



第一次環境保全のための我孫子市率先行動計画

(第一次我孫子市地球温暖化対策実行計画)

2001年度(平成13年度)～2005年度(平成17年度)

2001年(平成13年)3月発行

我孫子市環境生活部手賀沼課

〒270-1192

千葉県我孫子市我孫子1858番地

TEL 0471-85-1111 FAX 0471-86-5222

E-mail:teganuma@city.abiko.chiba.jp



この冊子は古紙配合率100%再生紙を使用しています。